

評議員報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、評議員の報酬に関する取扱事項について定める。

（報酬の支給）

第2条 学校法人東成学園の評議員会の会議に出席する評議員に対し、次のとおり報酬を支給する。

- （1）評議員会開催（1日に複数回開催の場合は、1回と数える）毎に
25000円の支給とし交通費も含める。
- （2）前項にかかわらず、理事長及び常勤の理事、ならびに、常勤の教職員については支給しない。

（報酬の支給方法）

第3条 報酬については、評議員会開催の翌月の月末までに支払う。

（規程の改廃）

第4条 この規程の改廃は、理事会の承認による。

- 附 則 この規程は、令和元年5月30日より施行する。
旧「理事会・評議員会の会議出席等に対する謝金支給に関する内規」
については廃止する。
- 附 則 2025（令和7）年4月1日改正施行